

参 考 資 料

令和4年8月臨時会

目 次

内 容		頁
議員提案第16号関係	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改 正 案	現 行
<p>第5条 議員が長期欠席（一の定例会の会期中における全ての会議（委員会の会議を含む。以下この条において同じ。）を欠席することを含む。）をした場合には、当該定例会の閉会の日の属する月の翌月分から、当該議員がその後に開かれた定例会の会議に出席した日の属する月の前月分までの各月分の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由によるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第5条の2 前条の規定にかかわらず、議員が被疑者又は被告人として身体の拘束を受けていることにより議会の会議（委員会の会議を含む。以下この項において同じ。）を欠席した場合には、当該欠席した日の属する月分から、同日後において最初に議会の会議に出席（被疑者又は被告人として身体を拘束を受けていること以外の正当な理由により議会の会議に欠席した場合を含む。）をした日の属する月の前月分までの各月分（これらの日が同じ月に属するときは、当該月分）の議員報酬は、その支給を停止するものとする。</p> <p>2 前項の規定による議員報酬の支給の停止は、当該議員報酬の支給の停止の理由となつた行為に係る刑事事件につき、公訴を提起しない処分があつたとき又は無罪の裁判（無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。）が確定したときは、これを解除するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による議員報酬の支給の停止の理由となつた行為に係る刑事事件につき有罪の裁判が確定したときは、次に掲げる議員報酬は、支給しない。この場合においては、同項の規定により支給を停止すべきであつた月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月分の議員報酬の支給を受けた議員は、これを返納しなければならぬ</p>	<p>第5条 議員が長期欠席（一の定例会の会期中における全ての会議（委員会の会議を含む。以下この条において同じ。）を欠席することを含む。）をした場合には、当該定例会の閉会の日の属する月の翌月分から、当該議員がその後に開かれた定例会の会議に出席した日の属する月の前月分までの各月分の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由によるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改 正 案	現 行
<p>い。</p> <p>(1) <u>第1項の規定によりその支給を停止した議員報酬</u></p> <p>(2) <u>当該裁判において言い渡された刑の執行のため刑事施設に収容された期間につき、その始期の属する月分からその終期の属する月分までの各月分の議員報酬</u> (期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基準日前6か月以内の期間(以下「基準期間」という。)に、第5条の規定の適用を受けた議員に支給する期末手当の額については、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から、次項の規定により計算した調整額を減じた額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第7条の2 基準期間において第5条の2第1項の規定により当該月分の議員報酬の支給を停止した月(同項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。)がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、前条第2項の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬の支給の停止に係る月数の割合(第1号に規定する月数を、第2号に規定する月数で除して得た数をいう。)を乗じて得た額に相当する額について、その支給を停止するものとする。</p> <p>(1) <u>基準期間における議員報酬の支給が停止された期間</u> (第5条の2第1項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。)に係る月数</p> <p>(2) <u>基準期間における在職期間の月数</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基準日前6か月以内の期間(次項において「基準期間」という。)に、第5条の規定の適用を受けた議員に支給する期末手当の額については、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から、次項の規定により計算した調整額を減じた額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p>

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改 正 案	現 行
<p>2 <u>基準期間において第5条の2第3項の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかつた月（同項後段の規定により返納しなければならぬ月分の議員報酬があるときは、当該月を含む。）がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、前条第2項の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬の不支給に係る月数の割合（第1号に規定する月数を、第2号に規定する月数で除して得た数をいう。）を乗じて得た額に相当する額は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>基準期間における議員報酬が支給されなかつた期間（第5条の2第3項後段の規定により返納しなければならぬ月分の議員報酬があるときは、当該月を含む。）に係る月数</u></p> <p>(2) <u>基準期間における在職期間の月数</u></p> <p>3 <u>第5条の2第2項及び第3項後段の規定は、前2項の場合について準用する。</u></p>	
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の2第1項の規定は、この条例の施行の日後、議員が被疑者又は被告人として身体の拘束を受けていることにより議会の会議（委員会の会議を含む。）を欠席した場合について適用する。</p>	